

報告第 4 号

令和 5 年度健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 健全化判断比率	（修正前）	（修正後）
・ 実質赤字比率	—	—
・ 連結実質赤字比率	—	—
・ 実質公債費比率	7 . 5 %	7 . 2 %
・ 将来負担比率	—	—

令和5年度健全化判断比率の修正に基づく再審査意見書

第1 審査の概要

この審査は、南那須地区広域行政事務組合に係る算定数値の一部訂正により、令和5年度の実質公債費比率に修正が生じたため、令和7年7月31日付けで市長から再審査に付されたものであり、算定に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の実施日及び場所

令和7年8月18日（月）那須烏山市役所 烏山庁舎 第2会議室

第3 審査の結果

（1）総合意見

再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

区 分	健全化判断比率			早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和 5 年度		令和 4 年度		
	修正前	修正後			
1 実質赤字比率	—		—	13.62	20.00
2 連結実質赤字比率	—		—	18.62	30.00
3 実質公債費比率	7.5	7.2	7.0	25.0	35.0
4 将来負担比率	—		—	350.0	

注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率（3か年平均）は、7.5%から7.2%に修正されている。修正後の比率は、前年度と比較し0.3ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上のとおり意見書を提出する。

令和7年8月18日

那須烏山市監査委員 樋 山 隆



那須烏山市監査委員 小 堀 道 和

